**５．JMR-002 6章の適合性評価結果**

**５．１．漏洩時に備えた減圧ポート・推進薬や酸化剤等排出ポートの設計概要**

　A衛星の推進薬や酸化剤等漏洩時の減圧ポート、推進薬や酸化剤等排出ポートの設計概要を図Xに示す。

図X　推進薬漏洩時の減圧ポート、推進薬や酸化剤等排出ポートの設計概要

**５．２．推進薬や酸化剤等漏洩時の減圧・推進薬や酸化剤等排出の運用方針の説明**

**５．２．１．ペイロード単独射場作業中に漏洩した場合の方針**

　SFAにて、ペイロード単独射場作業中に推進薬や酸化剤等が漏洩した場合、まず全員を退避させたのちに、SFAの立ち入り規制を設定する。その後、作業者がスケープスーツにより漏洩した場所に入り、減圧ポートに減圧用GSEを接続し減圧する。減圧完了後に、作業者が推進薬や酸化剤等排出ポートにGSEを接続し、推進薬や酸化剤等を回収する。推進薬や酸化剤等の回収が終了した後、現地に漏洩した推進薬や酸化剤等の無毒化を実施して、漏洩した場所の推進薬や酸化剤等濃度が規制値以下まで下がったら、SFAの立ち入り規制を解除する。

**５．２．２．ロケット引渡し以降に漏洩した場合の方針（ロケットの指示に従って作業する場合は、その旨を記載する。）**

　VABにて、ロケットとの共同作業中に推進薬や酸化剤等が漏洩した場合、ロケットの指示に従って、減圧・推進薬や酸化剤等排出作業を実施する。